

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	茨城県守谷市教育委員会
指定したモデル地域名	御所ヶ丘中学校区

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 3 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
	3	1				4

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

守谷市では、平成 25 年度より保・幼・小・中・高等学校を通じた、一貫した教育支援に取り組んでいる。特別支援教育においても、一貫した教育支援ができるよう取組を進めている。

地域として指定した御所ヶ丘中学校学区は、発達障がい等で支援を受けている児童生徒も多く、特別支援教育を積極的に進めている地域である。中学校 1 校、小学校 3 校全てに、知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置している。言語障がい特別支援学級が設置されているのは小学校 1 校であるが、中学校区内の言語に障がいのある児童生徒への検査や支援を行っている。また、市が配置している介護補助員を 1 日延べ 10 名程度活用し、障がいのある児童生徒にきめ細かな教育的配慮を実践している。また、同中学区内には市療育教室が存在し、一貫した支援を実施できる体制が整っている学区であるため、モデル地域として指定することにした。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

（1）推進委員会及び検討委員会の設置

実践校 4 校の特別支援コーディネーターを中心に推進委員会を設置した。必要に応じて、専門家協力員から指導・助言を受けながら、検討委員会の進め方、研修会のもち方について検討する場とした。

検討委員会には、域内の特別支援学校、高等学校、療育教室及び児童福祉課にも参加を促し、地域の教育資源の有効活用や連携体制の確保を図った。実践校での授業参観後に行うこととし、年 8 回実施した。児童生徒の実態を踏まえて「合理的配慮」について適宜修正を加えて、より効果的な支援につながるようにした。

(2) 拡大推進委員会の設置

守谷市では、以前より市内小・中学校特別支援学級担任、療育教室、県立伊奈特別支援学校との連絡協議会を、市教育委員会主催として年3回実施している。今年度、インクルーシブ教育システムの理念を市内に広めるために、連絡協議会を拡大推進委員会として実施した。検討委員会の内4回を拡大推進委員会とし、授業における合理的配慮についての研究協議を行った。

(3) 研修会の実施

教員の専門性を高めるために、中学校区全教員対象に研修会を行った。特別支援学校の教諭に講師を依頼し、個別に支援を必要とする児童生徒等の理解及び合理的配慮について研修を行った。また、個に応じたICT機器の活用及び有効性についての研修を行った。

(4) 御所ヶ丘中学校区からの情報発信

守谷市で取り入れている学校間ネットワーク機能のファイル室を利用し、今まで取り組んできた合理的配慮の実際や研修資料を掲示し、市内に発信している。

(5) 合理的配慮協力員の活動

合理的配慮協力員を3名配置し、地域内の各校に月2回程度巡回できるようにした。通常の学級における効果的な合理的配慮に係る助言や校内支援体制への助言、また必要に応じて保護者からの教育相談に対応できるようにした。

【モデル地域内における取組】

(1) 児童生徒のケース検討会議

実践校において、公開授業後に実施した。御所ヶ丘中学校区4校の学校教員だけでなく、地域の教育資源となる職員も参加した。対象児童生徒の合理的配慮の妥当性や変更調整を検討し、個別の指導計画・教育支援計画に反映できるようにした。

(2) 守谷市内の個別の指導計画・個別の教育支援計画の様式統一

個別の指導計画・個別の教育支援計画が市内の通常の学級においても活用してもらえるよう、小・中学校の生徒指導主事と特別支援教育コーディネーターに説明を行った。統一様式を説明することで、モデル地域以外の中学校区においても地域資源とのつながりの必要性を理解してもらうことができた。

(3) ICT機器を活用した合理的配慮に係る検討

ICT機器の活用については、対象児童生徒に対して有効であろうと考え、ケース検討会議においてICT機器を活用した合理的配慮に取り組んだ。主に電子黒板、タブレット型情報端末の活用について検討し、その活用実践について、互いに情報を共有していくことができた。実際の活用例としては、時間の視覚化、学習の手順の確認、視覚的教材としての利用（実物投影、フラッシュカード等）、ふりがな付きのデジタル教科書の活用であった。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の特別支援学校の教員にも授業参観を依頼して助言を受けた。

①小・中学校等の教員への支援

対象児童生徒の指導に係る助言・相談及び教具や教材の紹介及び活用法

②小・中学校等の教員に対する研修協力

通常の学級担任及び合理的配慮協力員と、指導上の課題及び合理的配慮についての検討

3. 成果及び課題

【成果】

(1) 推進委員会の設置

実践を行っている教員が中心となり、方向性を検討することは、必要なことを確認したり、共通理解を図ったりする上で有効であった。必要に応じて、専門家協力員の助言を得ることで、方向性の修正ができ、検討委員会の前に、共通理解を図れたことは良かったと思われる。

(2) 授業参観を含めた検討委員会

授業参観を行うことで、対象児童生徒の実態をつかめた後に検討したことは有効であった。具体的に対象児童生徒に対する合理的配慮の妥当性について、検討会のメンバーから意見を聞くことができ、加除修正することができた。これにより、合理的配慮の妥当性や変更調整を個別の教育支援計画に生かすことができた。

(3) 拡大推進委員会の実施

実践校で授業参観を行うことで、合理的配慮の具体例、個別の教育支援計画の作成の仕方、教育相談から就学先決定までのプロセス等の共通理解を市内で図れたことは有意義であった。特に、4回目においては、各校の生徒指導主事も参加し、協議したことにより校内支援体制の充実と小・中連携の強化につながったと思われる。

【課題】

今後もこの支援体制を継続することが大きな課題だと考える。継続するためには、一部の教員に負担が偏ることは避けなければならない。中核となる教員の専門性の向上だけでなく、全教職員がインクルーシブ教育システムの理解を深める必要がある。校長のリーダーシップを発揮し、教員の専門性の向上ができるように研修体制等を充実させることが必要になる。

今年度は、小・中学校の取組を核として、高等学校の教員にも参加を促した。地域全体での特別支援教育を一層推進するためには、義務教育段階だけではなく、保・幼・小・中・高も含めた移行支援の在り方を検討しなければならない。連続性のある支援体制を確立し、途切れない一貫した支援体制の構築へとつなげていきたい。

※茨城県守谷市では「障害」を「障がい」と表記